

はじめに

1 一〇歳の原点

二〇歳のときに障害のある乳幼児と関わり始め、それから現在まで四五年の時が経過しました。

私が二〇歳の頃は、障害の「重い」子どもたちは義務教育も受けることができず、まして就学前の障害児の発達保障は、ほとんど課題にはなっていませんでした。一九六七年には全国障害者問題研究会が結成され、「どんなに障害の重い子どもにも学校教育を受ける権利がある」と「不就学をなくす運動」が盛り上がり始めていましたが、私が障害のある幼児と関わることになったのはまったくの偶然からでした。

級友に誘われ、いやいや参加した幼児教室のボランティア活動で接した、障害が重いと言わる子どものもつ、人のこころを動かすステキなパワーと魅力にはまり、この子たちと共に生きる人生を歩むことを決めることになったのです。それ以来、障害のある乳幼児

の発達の可能性を一人でも多くの人に伝えたい、子どもたちの発達を保障する実践にて実践者と共に考え合い広めていきたい、障害乳幼児のための施策を充実させたいと、父母や関係者と共に学習と運動を進めてきました。

障害のある乳幼児と家族が、楽しく、自分たちのペースで、人間としての可能性を發揮していくことのできる地域社会を築くことが、私のライフワークです。

2 障害乳幼児施策の歴史を生きて

①保育元年（一九七四年前後）

私が障害乳幼児に関わり始めたのは一九七一年の六月でした。その当時制度化された障害乳幼児のための通所施策は、肢体不自由児通園施設（一九六九年）だけでした。乳幼児健診も乳児健診と三歳児健診のみで、三歳児健診で保健師（当時は都道府県保健所の保健婦）が子どもの知的障害を疑つても、子どもたちが通うことのできる場はありませんでした。

そこで保健師たちは親を組織し「親の学習会」を実施している間、子どもたちを託児するボランティアを募集し、託児から、日課もカリキュラムもある「児童教室」へと発展させていったのです。大阪府の保健所では、こうした児童教室を自治体の責任で運営させるように親を動かし、私が参加した頃には、自治体の家庭児童相談員や嘱託職員が配置され

る「教室」になっていました。そして大阪府は国が制度化する前に、一九七三年度より順次、児童のための「知的障害児通園施設」を認可していきました。現在、大阪府下の自治体で運営されている「児童発達支援センター（旧通園施設）」の多くはこうした経過でつくられたものです。東京都においてもこうした活動が進められており、厚生省（当時）は一九七二年に「心身障害児通園事業（児童発達支援事業の前身）」を制度化しました。

知的障害児通園施設は、学校に行くことのできない学齢障害児のための施設でしたが、一九七四年に国が「六歳未満児童の通園」を認め、その後、一九七九年に「養護学校義務制」が実施されると、急速に児童が中心の施設になっていました。一九七五年には「難聴幼児通園施設」も制度化されて、障害のある児童（当初は主に四・五歳児）が通う場として通園施設が制度的に位置づいたのです。

一方、それまで障害児が入園していてもなんらの保障もなかつた保育所・幼稚園の障害児保育に対して、国が補助を開始したのも一九七四年度からでした。そのため通園施設や通園事業の設置を見送り、保育所や幼稚園での障害児の受け入れを推進する自治体も出て、療育と障害児保育を対立的に捉える論調も出始めました。

それでも私たちは一九七四年を「保育元年」と呼び重視しています。それはなんと言つても、障害種別を問わず、障害のある児童が通える場が本格的に制度化された年だからです。

②今にいたる道

一九七七年に「一八か月児健診」を市町村が実施することになり、一九七八年には本格実施が開始されました。私はそれに先立ち一九七三年より大阪府の保健所で一八か月児健診後の発達相談を担当していました。一八か月児健診で自閉症や知的障害を疑う子どもを見つけても通える場はありません。その矛盾は全国に共通していました。一方、保育所・幼稚園の障害児保育が制度化され、通園施設から四・五歳児が保育所や幼稚園に移行していくことが増え、定員割れを起こす通園施設も出てきました。一九八〇年代には通園施設を「障害者差別の固定化につながる」と声高に非難する論調も見られ始め、療育と保育を矛盾するものとして捉える関係者も出てきました。そうした時代背景の中で、私は自治体のシステムに関して強い関心をもつようになつたのです。

一八か月児健診後の親子の支援をどう進めていくべきなのか、療育の場である通園施設と、保育の場である保育所や幼稚園の果たす役割はどういうものなのか、子どもにとつても家族にとつても真に意味ある仕組みを保健師、療育・保育関係者と考え合いたいと、一九八〇年代は学習会を積み重ねました。そして子どもと家族が安心して暮らすことのできる自治体を築くのは障害児の親の力だと、一九九〇年代は「親の集い」を毎年開催し、親の声を自治体に届けていきました。二一世紀に入つてからは、そうした仕組みを全国に広げることを使命として、全国発達支援通園事業連絡協議会（全通連）会長として、全国の頑張っている療育関係者と共に歩み厚生労働省に全国の声を届けてきました。

③そして今

そして現在、障害児の療育は「障害者基本法」の二〇一一年改正により、一七条に「療育」として位置づけられることになり、小規模な自治体にも療育の場が整備され始めました。そうした前進が見られる一方で、療育をめぐる複雑な状況も見えるようになつています。

補助金制度に基づく「心身障害児通園事業」が、二一世紀に入り支援費制度に基づく「児童デイサービス」、「障害者自立支援法」に基づく「児童デイサービス事業Ⅰ型」、そして「児童福祉法」下の「児童発達支援事業」へと目まぐるしく制度改定される過程で、運営主体が自治体からさまざまなる法人に変化し、主に都市部では、新たに多種多様な事業所が参入し「療育」を展開しています。そして保護者と療育事業のつなぎを行う障害児相談支援事業に、「子どもは診たことがない」という相談支援専門員が参与したりしてきているのです。

こうした状況の中、子どもと家族のしあわせにつながる療育とはどのようなもののか、自治体のすべての子どもの豊かな乳幼児期を保障する相談支援とはどのようなもののかと、支援の質を問う必要性が今まで以上に強まっているのです。

一方、ながらく療育を担ってきた通園施設は「児童発達支援センター」として、児童発達支援事業や保育所・幼稚園の「後方支援」（とても嫌な表現ですが）を担うことを二〇一四年の「障害児支援の在り方検討会」は求めています。療育や保育の質を高めるうえで

児童発達支援センターが果たすべき役割は大きいでしょうが、乳幼児期の子どもたちの毎日の生活づくりに取り組むことで初めて見えてくる、療育のあるべき姿を軽視してはなりません。毎日の生活の積み重ねで見えてくる子どもの発達と「弱さ」、子どものよさが輝くあそびや生活の積み重ねがあつて、初めて家族も子どもも支えられる職員となるのです。

また障害児の小集団での療育と、比較的大規模な集団で取り組まれる保育所や幼稚園、認定こども園での障害児保育は課題が異なるところもあり、「支援し支援される」という一方的な関係では実践上の問題は片づきません。

特に、この四月から始まつた「子ども・子育て支援制度」では、子どもたちの保育の場が今まで以上に複雑になり、子どもの暮らしも保育士の業務も簡単に支援できる状況にはないでしょう。親の就労条件がより前面に出た制度となつたために、保育を受けにくく障害児が出た反面で、保育所での受け入れがなされた障害児はより長時間の保育を受けることになつてゐるかと思われます。親の就労と共に子どもの発達の権利を保障するためには、障害児を含めた保育の質と、質を担保しうる保育条件の吟味が求められます。

制度の多様化によって療育も保育も量は一定担保されるかもしれません、質の問題が避けて通れなくなることが目に見えています。乳幼児期の療育に求められる質、乳幼児期の障害児保育に求められる質について、基本に立ち戻つて考えてみることの大切さを今強く感じています。

そのために、障害乳幼児施策の歴史とほぼ重なる私の歩みを通して、障害乳幼児施策の歴史と実践を踏まえた理論をまとめたのがこの本です。障害児と家族を理解するうえでの基本について、障害乳幼児関係者はもちろん、保育関係者、そして望むらしくは、これから自治体のシステムづくりに取り組もうとしている方々に読んで考えていただければ幸いです。

二〇一五年八月（定年を七か月後に控えて）

近藤直子